

新潟市保育の魅力発信動画等制作業務委託 受託候補者選定プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、新潟市保育の魅力発信動画等制作業務委託の受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

新潟市保育の魅力発信動画等制作業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「新潟市保育の魅力発信動画等制作業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日（金）までとする。

(4) 業務委託提案上限額

2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 業者選定

公募型プロポーザル方式とし、評価基準に基づき企画提案書による提案内容及び見積金額の総合評価により選定する。

3 参加資格

提案者は、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(2) 新潟市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されていること。又は、以下の要件をすべて満たしている者

ア 日本国内に本店又は主たる事業所を有する法人で国税及び地方税等を滞納していない者

イ 設立日から申請日までの期間が 1 年以上経過している者。ただし、承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含むものとする。

(3) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市の指名停止の期間がない者であること。新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、本公募による手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

(4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)でないこと。

(5) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61条)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者、若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 共同企業体の場合、次の要件を満たすこと。なお、共同企業体の構成団体は単独又は他の共同企業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。

ア 共同企業体は3者以内で構成され、構成団体は前記の要件をすべて満たしていること。

イ 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。

ウ 共同企業体は代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市との契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。

4 スケジュール

公募開始	令和8年10月9日(金)
質問書提出期限	令和8年10月21日(水)午後5時まで
質問に対する回答	令和8年10月23日(金)(予定)
参加表明書提出期限	令和8年10月28日(水)午後5時まで
提案書等提出期限	令和8年11月4日(水)午後5時まで
選定委員会	令和8年11月11日(水)(予定)
結果通知	令和8年11月16日(月)(予定)

5 質問及び回答

本業務及び本要領について質問することができる。質問は以下のとおり質問書を提出することとし、原則口頭による質問は受け付けない。

提出期限：令和8年10月21日(水)午後5時まで

提出書類：様式1「質問書」

提出方法：電子メール又は郵送、持参

回答方法：令和8年10月23日(金)(予定)に、新潟市ホームページに掲載する。

質問に対する回答は本要領及び本業務委託仕様書の追加又は修正とみなす。

6 参加表明

本プロポーザルに参加する場合は、以下のとおり参加の意向を連絡すること。

参加表明にあたっては、上記3の資格要件を満たしていることを確認し、新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていない者は、提案書提出時に必要書類を提出できる

ように準備すること。

提出期限：令和 8 年 10 月 28 日（水）午後 5 時まで

提出書類：＜単独で参加する場合＞

- ・様式 2－1 「参加表明書」
- ・様式 4 「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」

＜共同企業体で参加する場合＞

- ・様式 2－2 「参加表明書」「共同企業体連絡先一覧」
- ・様式 3 「共同企業体協定書兼委任状」
- ・様式 4 「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」

提出方法：電子メール又は郵送、持参

件名を「新潟市保育の魅力発信動画等制作業務プロポーザル参加表明」とすること。

7 提案書の提出

本公募に参加する場合は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

提出書類：別紙「提案書提出書類 一式」に記載の書類

提出部数：正本 1 部、副本 5 部

※見積書は、内訳書を添付し、正本 1 部のみ提出すること。

※企業名や担当者名等は正本のみ記載。副本には提案企業が特定できるものを一切記載しないこと。

※上記 3（2）により、新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者は、下記の書類も提出すること（いずれも原本、各 1 部）。

ア 登記事項証明書

イ 直近の決算報告書

ウ 新潟市税の納税証明書(新潟市入札用)

※新潟市内に本社又は支店、営業所がある場合のみ提出

※参加表明月の 1 か月前以降に証明されたもの。

エ 国税の納税証明書(その 3 の 3)

※参加表明月の 3 か月前以降に証明されたもの。

留意事項：提出はホチキス留めや製本はせず、クリップ留めで提出すること。

提出資料は一切返還しない。

必要に応じて補足資料を求める場合がある。

提出期限：令和 8 年 11 月 4 日（水）午後 5 時まで

提出方法：郵送又は持参

※持参の場合は提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く平日午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

8 選定方法及び選定結果

(1) 選定委員会

受託候補者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

(2) 選定方法

①選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。

②選定委員会は非公開とし、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

・開催予定日 令和8年11月11日（水）

日程等の詳細は別途通知する。

③プレゼンテーション審査の出席者は、総括責任者を含め最大3名までとする。

④プレゼンテーション審査の時間は、1者あたり説明15分とし、その後質疑応答の実施を予定する。

⑤各委員が評価基準（別表1）に基づき採点し、得点が最も高いものを最優秀提案者に選定する。また、最高得点が同じ値となった場合は、各委員の多数決により決定する。

⑥提案者が1者であっても審査を行い、提案内容が優れたものであると判断した場合はその者を選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、すべての提案者に対し電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く、各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

9 契約に関する基本的事項

(1) 受託者の決定

①選定委員会で決定した最優秀提案者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。

②最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次点の者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

(2) 提案内容の修正等

本公募は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費等については、契約締結時に再度調整を行ったうえ、修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、審査結果を考慮のうえ詳細を協議して決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(4) 契約書

新潟市契約規則の定めるところにより作成する。

(5) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(6) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、新潟市と協議のうえあらかじめ書面により承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

10 提案者の失格

- (1) 提案書提出期限に遅れた者
- (2) 上記 2 (4) の委託料上限額を超える見積金額を提案した者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者、または本要領に違反した者
- (4) 選定委員会による選定が終了するまでの間に選定委員に不当な接触を行った者

11 その他の留意事項

- (1) 提案書等の作成、提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 選定結果について異議申立ては認めない。
- (4) 受託候補者の名称は公表できるものとする。
- (5) 受託候補者を除く提案者の情報（社名、提案内容等）は非公表とする。
- (6) 提案された提案書等は、選定目的以外に提案者に無断で使用しない。

12 問い合わせ・各種書類提出先

新潟市こども未来部幼保支援課 幼児教育・保育グループ

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

TEL : 025-226-1217 E-mail : yohoshien@city.niigata.lg.jp

別表 1 評価基準

評価項目	評価基準		配点
業務理解	(1)	本事業の目的及び課題を十分に理解した内容となっているか。	20
企画・構成	(2)	ターゲットを捉えた企画・構成になっているか。	20
	(3)	XR コンテンツの体験内容は、本業務の目的を踏まえた内容の提案となっているか。	20
実施体制・スケジュール	(4)	業務内容に応じた人員配置、役割分担及びスケジュールが組み、円滑な事業実施が見込まれるか。	10
業務実績	(5)	類似する業務実績から、本業務を適切に遂行する能力が認められるか。	20
価格	(6)	提案内容に対して見積金額が妥当であり、費用対効果に優れているか。	10
合計			100